

特別職の就任について

本市教育委員会委員及び人事委員会委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

教育委員会委員

教育委員会委員 まの よしゆき 間野 義之 氏の任期満了に伴い、その後任者として、きむら まさひこ 木村 昌彦 氏を任命します。

	氏名	任期
就任者	<small>きむら まさひこ</small> 木村 昌彦	令和元年 12 月 21 日～令和 5 年 12 月 20 日
【参考】 退任者	<small>まの よしゆき</small> 間野 義之	平成 23 年 12 月 21 日～令和元年 12 月 20 日

人事委員会委員

人事委員会委員 のむら ひろこ 野村 浩子 氏の任期満了に伴い、その後任者として、のむら ひろこ 野村 浩子 氏を再任します。

	氏名	任期
就任者	<small>のむら ひろこ</small> 野村 浩子	令和元年 12 月 21 日～令和 5 年 12 月 20 日
【参考】 退任者	<small>のむら ひろこ</small> 野村 浩子	平成 27 年 12 月 21 日～令和元年 12 月 20 日

※本会議終了 30 分後より市長応接室（市庁舎 2 階）にて辞令交付式を行います。
（冒頭取材可能です）

【参 考】

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月法律第 162 号）【抜粋】

（任命）

第 4 条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第 5 条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◆地方公務員法（昭和 25 年 12 月法律 261 号）【抜粋】

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第 9 条の 2 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

お問合せ先

総務局人事課長 水野 圭一郎 Tel 045-671-2055